

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ(7)欄又は(イ)欄(1Gbit/sタイプに限ります。)に係る料金及び2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	(略)	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	(略)	

新

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ(7)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	(略)	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	(略)	

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日西設相制第 000188 号)
この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。